

吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金の事業実施の流れ

①事前相談（申請者）

まずは申請予定者から市役所農林業振興課（電話0883-22-2228）にご相談ください。その際、対象となる侵入防止柵の設置予定距離を計測してから事前相談願います。内容を確認し適当と判断した場合は、交付申請書様式をお渡しします。

②交付申請書提出（申請者）

事前計測結果を参考に、

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・見積書の写し
- ・位置図（地図、航空写真等に設置箇所をマーカーで線引きしたもの）
- ・現況写真（農地の全景、被害状況等。写真を現像した場合はA4の台紙に貼り付ける）

を提出してください。書類の提出については市役所農林業振興課に持参・郵送でお願いします。

③審査・交付決定通知書送付（市役所）

提出された交付申請書を審査し、問題が無ければ「補助金交付決定通知書（様式第3号）」を送付します。なお、事業終了後に提出する「補助金実績報告書（様式第4号）」も同封します。

④事業実施（申請者）

交付決定を受けて物品の購入等事業実施が可能となります。事前購入とならないようにご注意ください。交付決定前に購入・設置された場合は補助対象になりません。

⑤補助金実績報告書の提出（申請者）

侵入防止柵の購入・設置が完了したら

- ・補助金実績報告書（様式第4号）
- ・領収書の写し
- ・位置図（申請時と位置が異なる場合に限る）
- ・設置後の状況写真（農地の全景、侵入防止柵の状況。写真を現像した場合はA4の台紙に貼り付ける）

を提出してください。年度内に事業を完了する必要があります。

⑥調査・審査・補助金交付確定通知書の送付（市役所）

提出された補助金実績報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合は、補助金交付確定通知書を送付します。

なお、補助金を請求する「補助金交付請求書（様式第6号）」も同封します。

⑦補助金請求（申請者）

・補助金交付請求書（様式第6号）

・振込先の通帳の写し（表紙及び見開き2～3ページ。口座番号、支店名、名義人等が確認できるように）

に必要事項を記入して提出してください。指定の口座に入金します。